

水道用薬品類評価試験結果書

薬品サンプリング日：令和6年2月21日

市(調製日)		光市(令和6年2月28日)				評価基準値 (mg/L) 下記の数値 以下であること
対象薬品		次亜12% (タンクローリー)	次亜12% (ポリタンク)	次亜6% (高杉製薬製ポリタンク)	次亜6% (オーヤラックス製ポリタンク)	
評価項目		試験結果				
1	カドミウム及びその化合物	0.00003 未満	0.00003 未満	0.00003 未満	0.00003 未満	0.0003
2	水銀及びその化合物	0.000005 未満	0.000005 未満	0.000005 未満	0.000005 未満	0.00005
3	セレン及びその化合物	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
4	鉛及びその化合物	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
5	ヒ素及びその化合物	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
6	六価クロム化合物	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
7	亜硝酸態窒素	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0
10	ホウ素及びその化合物	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1
11	四塩化炭素	0.00002 未満	0.00002 未満	0.00002 未満	0.00002 未満	0.0002
12	1,4-ジオキサン	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
13	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
14	ジクロロメタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
15	テトラクロロエチレン	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
16	トリクロロエチレン	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
17	ベンゼン	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
18	塩素酸	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.4
19	臭素酸	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
20	亜鉛及びその化合物	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1
21	鉄及びその化合物	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03
22	銅及びその化合物	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1
23	マンガン及びその化合物	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
24	陰イオン界面活性剤	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
25	非イオン界面活性剤	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
26	フェノール類	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	フェノールの量に 換算して0.0005
27	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3
28	味					異常でないこと
29	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
30	色度	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5
31	アンチモン及びその化合物	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
32	ウラン及びその化合物	0.00002 未満	0.00002 未満	0.00002 未満	0.00002 未満	0.0002
33	ニッケル及びその化合物	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
34	1,2-ジクロロエタン	0.00004 未満	0.00004 未満	0.00004 未満	0.00004 未満	0.0004
35	亜塩素酸					0.6
36	二酸化塩素					0.6
37	銀及びその化合物	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
38	バリウム及びその化合物	0.007 未満	0.007 未満	0.007 未満	0.007 未満	0.07
39	モリブデン及びその化合物	0.0007 未満	0.0007 未満	0.0007 未満	0.0007 未満	0.007
40	アクリルアミド					0.00005
設定最大注入率		11 mg/L	1 mg/L	2 mg/L	21 mg/L	

水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生労働省令第15号)別表第1より

水道用薬品類評価試験結果書

薬品サンプリング日：令和6年2月21日

市(調製日)		光市(令和6年2月28日)			評価基準値 (mg/L) 下記の数値 以下であること
対象薬品		PAC	水酸化ナトリウム	塩酸	
評価項目		試験結果			
1	カドミウム及びその化合物	0.00003 未満	0.00003 未満	0.00003 未満	0.0003
2	水銀及びその化合物	0.000005 未満	0.000005 未満	0.000005 未満	0.00005
3	セレン及びその化合物	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
4	鉛及びその化合物	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
5	ヒ素及びその化合物	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
6	六価クロム化合物	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
7	亜硝酸態窒素	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
8	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
9	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0
10	ホウ素及びその化合物	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1
11	四塩化炭素	0.00002 未満	0.00002 未満	0.00002 未満	0.0002
12	1,4-ジオキサン	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
13	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
14	ジクロロメタン	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
15	テトラクロロエチレン	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
16	トリクロロエチレン	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
17	ベンゼン	0.0001 未満	0.0001 未満	0.0001 未満	0.001
18	塩素酸	0.04 未満	0.04 未満	0.04 未満	0.4
19	臭素酸	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
20	亜鉛及びその化合物	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1
21	鉄及びその化合物	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03
22	銅及びその化合物	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.1
23	マンガン及びその化合物	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
24	陰イオン界面活性剤	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02
25	非イオン界面活性剤	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005
26	フェノール類	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	フェノールの量に 換算して0.0005
27	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3
28	味				異常でないこと
29	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
30	色度	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.5
31	アンチモン及びその化合物	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
32	ウラン及びその化合物	0.00002 未満	0.00002 未満	0.00002 未満	0.0002
33	ニッケル及びその化合物	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
34	1,2-ジクロロエタン	0.00004 未満	0.00004 未満	0.00004 未満	0.0004
35	亜硫酸				0.6
36	二酸化塩素				0.6
37	銀及びその化合物	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
38	バリウム及びその化合物	0.007 未満	0.007 未満	0.007 未満	0.07
39	モリブデン及びその化合物	0.0007 未満	0.0007 未満	0.0007 未満	0.007
40	アクリルアミド				0.00005
設定最大注入率		19 mg/L	1 mg/L	43 mg/L	

水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生労働省令第15号)別表第1より